

# 総務政策常任委員会資料

令和2年6月18日（木）

総合政策部

# 目 次

## I 予算議案

- 令和2年度6月補正予算案について(議案第1号、第12号関係)…………… 1

## II 特別議案

- 専決予算の承認を求めることについて  
令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)(報告第1号関係)  
(産業政策課)…………… 7

## III 報告事項

- 令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について…………… 8  
(別冊:令和2年6月定例県議会提出報告書 7ページ)

## IV その他報告事項

- 新型コロナウイルス感染症経済対応方針について  
(総合政策課)…………… 10
- 宮崎県県民意識調査結果(令和元年度)の概要について  
(総合政策課)…………… 20
- 宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について  
(総合交通課)…………… 22
- 令和元年度の移住実績について  
(中山間・地域政策課)…………… 24
- 産業人財育成プラットフォームの新たな展開について  
(産業政策課)…………… 25
- 宮崎県男女共同参画センターの次期指定管理候補者の選定について  
(生活・協働・男女参画課)…………… 26
- 県立芸術劇場の次期指定管理候補者の選定について  
(みやざき文化振興課)…………… 29
- 記紀編さん1300年記念事業の今年度の主な取組について  
(国民文化祭・障害者芸術文化祭課 記紀編さん記念事業推進室)…………… 34
- 県の情報化計画の見直しについて  
(情報政策課)…………… 35
- 国民スポーツ大会に向けた陸上競技場等の基本設計について  
(国民スポーツ大会準備課)…………… 36

## 【添付資料】

資料1 宮崎県県民意識調査集計結果(令和元年度)

<総合政策課>

資料2 県陸上競技場等 基本設計説明書 概要版

<国民スポーツ大会準備課>

# I 予算議案

(議案第 1号関係)  
(議案第12号関係)

## 令和2年度6月補正予算案について

補正予算総括表

補正額 298,780 千円

(一般会計)

(単位:千円)

所 属 名	補正前の額	6月補正額		補正後の額
		議案第1号	議案第12号	
総 合 政 策 課	1,064,572	0	0	1,064,572
秘 書 広 報 課	504,413	0	0	504,413
統 計 調 査 課	837,740	0	0	837,740
総 合 交 通 課	1,041,634	148,882	117,214	1,307,730
中山間・地域政策課	712,508	0	0	712,508
産 業 政 策 課	947,400	20,311	0	967,711
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課	458,984	0	0	458,984
み や ざ き 文 化 振 興 課	8,465,548	0	0	8,465,548
国民文化祭・障害者 芸 術 文 化 祭 課	1,103,746	12,373	0	1,116,119
人 権 同 和 対 策 課	132,871	0	0	132,871
情 報 政 策 課	1,332,283	0	0	1,332,283
国 民 ス ポ ー ツ 大 会 準 備 課	2,241,518	0	0	2,241,518
計	18,843,217	181,566	117,214	19,141,997

(開発事業特別資金特別会計)

総 合 政 策 課	10,528	0	0	10,528
-----------	--------	---	---	--------

(一般会計+特別会計)

総 合 政 策 部 合 計	18,853,745	181,566	117,214	19,152,525
---------------	------------	---------	---------	------------

持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策事業  
地域間幹線系統維持支援強化（緊急支援）

総合交通課

1 事業の目的・背景

県民の移動手段である地域間バス路線について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者が著しく減少していることから、緊急的な支援を行うことにより当該路線の安定的な運行を確保するとともに、必要な感染防止対策を講じながら、安心して地域で暮らせる持続可能な地域交通ネットワークの構築を図る。

2 事業の概要

(1) 予算額 132,232千円

(2) 財源 一般財源

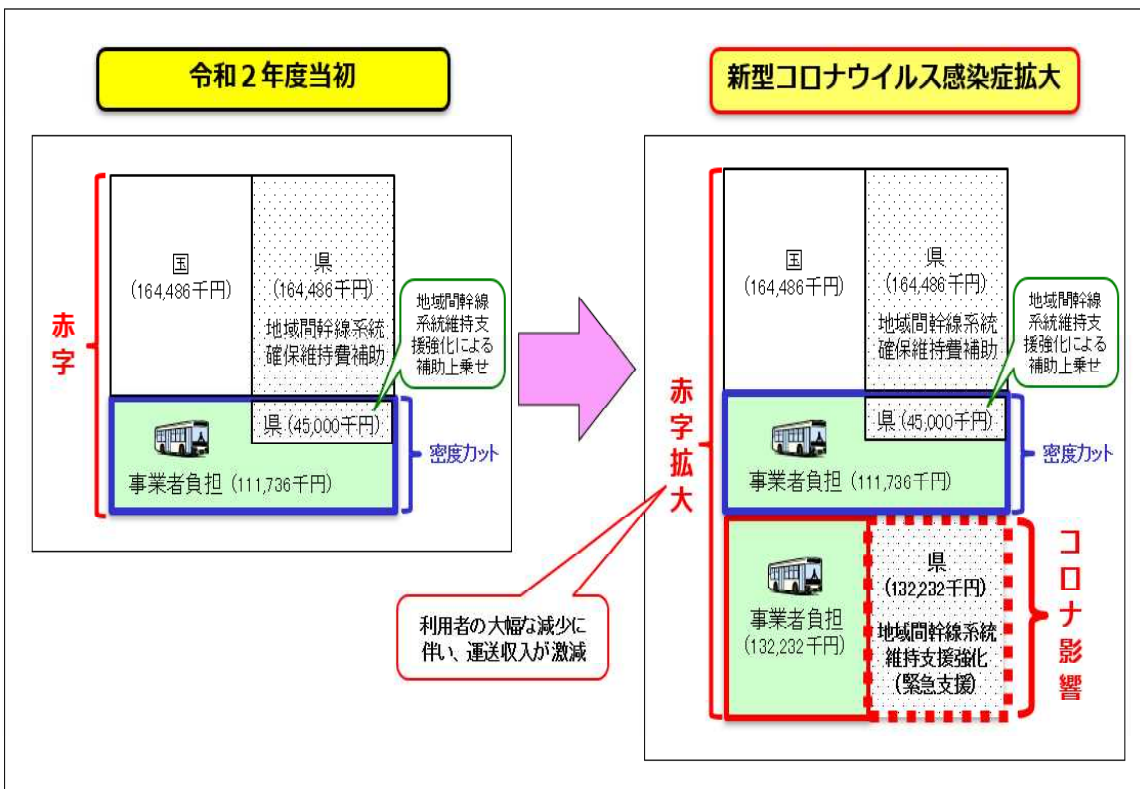
(3) 事業期間 令和2年度

(4) 事業内容

地域間幹線系統を運行するバス事業者に対する支援（補助率 定額）

3 事業の効果

本県の重要な公共交通機関である地域間幹線系統に対する支援を強化することにより、安全・安心で安定したバスの運行が確保でき、県民の移動手段の維持・確保を図ることができる。



公共交通利用促進事業

総合交通課

1 事業の目的・背景

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者が著しく減少している公共交通機関の利用回復のため、感染症の収束後において観光需要や新たな交通結節点整備などと連動した利用促進に取り組み、公共交通機関の安定した運行の維持・確保を図る。

2 事業の概要

(1) 予算額 16,650千円

(2) 財源 一般財源

(3) 事業期間 令和2年度

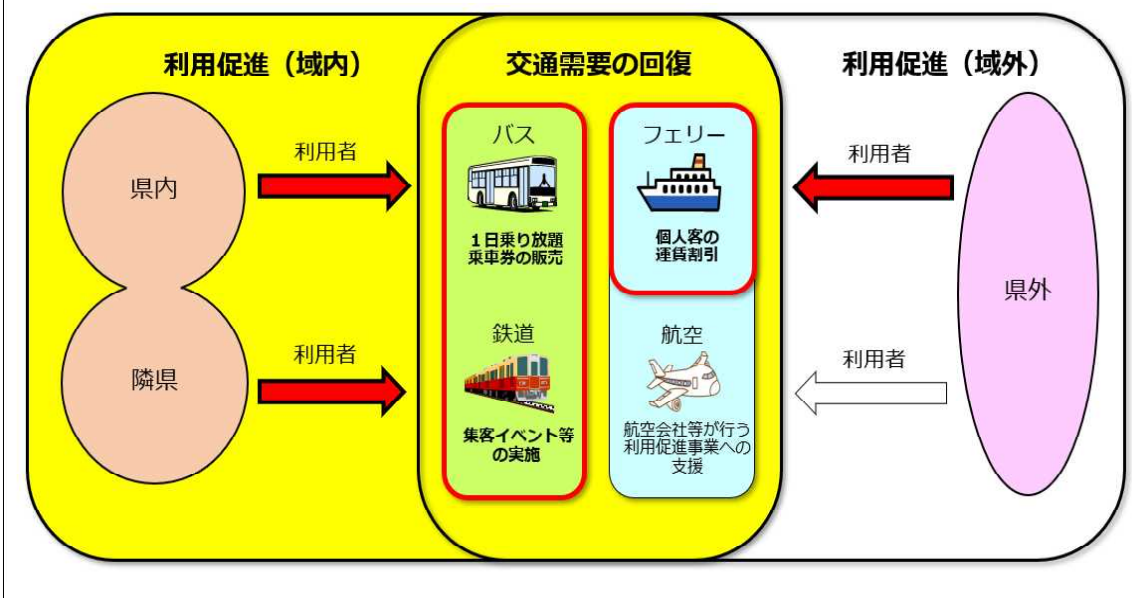
(4) 事業内容

- ① 地域交通利用促進（補助率 1/2以内、2/3以内）
  - ・ 宮崎県内路線バス全線1日乗り放題乗車券の割引に対する支援
  - ・ 鉄道事業者が実施する需要回復に向けた集客イベント等に対する支援
- ② 長距離フェリー航路利用促進（補助率 定額）
  - 宮崎カーフェリーを利用する個人客に対する運賃割引支援

3 事業の効果

県民の移動手段である公共交通機関の利用促進に向けた取組を実施することにより、公共交通機関の需要回復、安定した運行を維持・確保するとともに、県内経済の活性化につなげる。

【公共交通利用促進事業イメージ】



## ④地域密着型IT人材育成事業

### 産業政策課

#### 1 事業の目的・背景

新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、今後、離職者の増加など県内の雇用環境が急速に悪化する恐れがあり、経営支援に加え、雇用の維持や新たな受け皿づくりなどにも緊急的に取り組む必要性が高まっている。

このような中、ポストコロナの世界では、ICT、IoT、AI等のデジタル技術の普及などSociety5.0社会の実現に向けた動きが加速化すると見込まれるとともに、県内でもテレワーク等の新たな働き方が拡大するなど、この分野における人材不足が懸念される。

このため、離職者等を主な対象として、IT技術の習得から県内企業への就職まで一貫して支援することにより、本県産業・社会の変革を支えるIT人材の育成や定着を図る。

#### 2 事業の概要

(1) 予算額 20,311千円

(2) 財源 一般財源

(3) 事業期間 令和2年度

##### (4) 事業内容

##### ① 県内IT企業等への就職支援

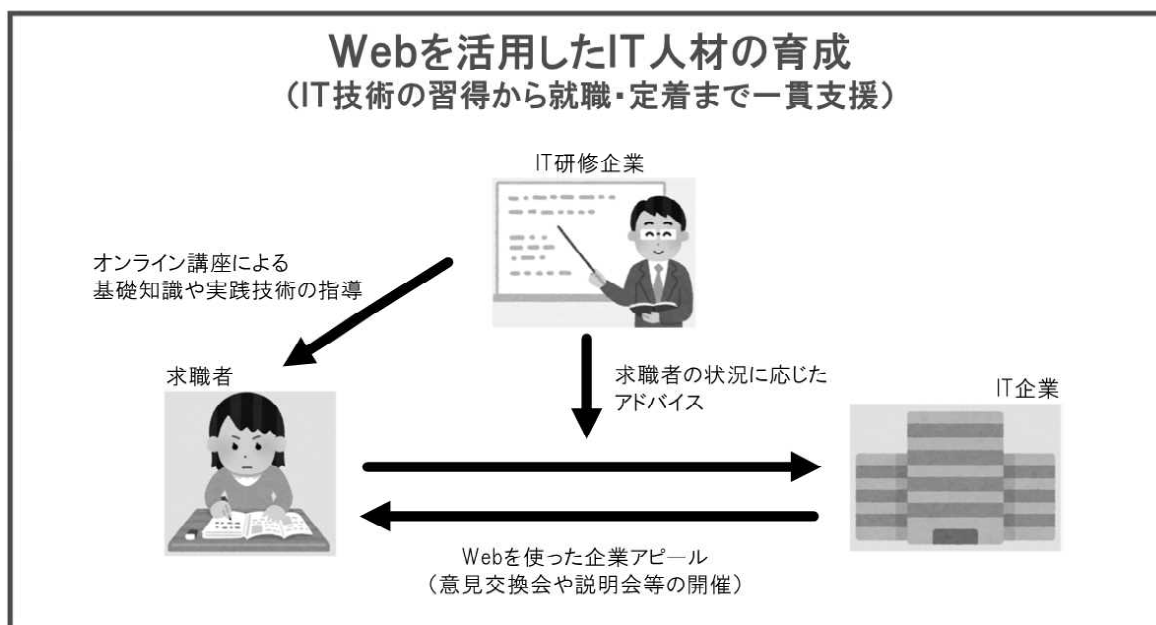
求職者の状況や就職希望に応じたアドバイスや、県内IT企業等との意見交換会など効果的なマッチング支援を実施

##### ② IT技術の習得支援

IT技術者として求められる基礎知識や実践的な技術の指導をオンライン講座により実施

#### 3 事業の効果

県内企業との丁寧なマッチングに取り組むとともに、技術的な研修を効果的に進めることにより、IT人材の育成や定着が図られる。



◎みんなで支え未来に繋げるみやざきの「宝」継承事業

国民文化祭・障害者芸術文化祭課  
記紀編さん記念事業推進室

1 事業の目的・背景

記紀編さん1300年記念事業において掘り起こし、磨き上げてきた本県の「宝」である神話や伝承、神楽を伝え残すとともに、地域はもとより行政、企業・団体等、多様な主体が神楽を支える仕組みづくりや神楽の魅力発信を行うことにより、みやざきの「宝」を生かした持続可能な地域づくりや観光誘客、関係人口創出を図る。

2 事業の概要

- (1) 予算額 7,500千円
- (2) 財源 国庫（地方創生推進交付金） 3,750千円  
 県営電気事業みやざき創生基金 2,750千円  
 総務寄付金（企業版ふるさと納税） 1,000千円
- (3) 事業期間 令和2年度

(4) 事業内容

- ① 次代に繋ぐみやざきの「宝」継承事業
- ・ 子ども神楽を発表する場の提供
  - ・ 日向神話を題材にした漫画本の制作
- ② 多様な主体が神楽を支える地域づくり事業
- ・ 神楽を支えるリーダーの育成を図る研修会の開催
  - ・ 神楽を支援する企業・団体等を県が認定・広報する仕組みの構築
  - ・ 地域の継承意識の向上に資する県外での神楽公演の開催

3 事業の効果

神話や伝承、神楽を通じた郷土への愛着や誇りの醸成が図られるとともに、少子高齢化や人口減少が進む中で、本県が誇る文化資源の次代への継承と地域の維持・存続につながる。



④交通事業者感染拡大防止緊急対策事業

総合交通課

1 事業の目的・背景

県をまたぐ人の移動自粛について、6月19日以降、段階的に緩和される方針のもと、県内小中学生の修学旅行が計画されるなど、7月以降、徐々に観光需要を含む県内外の往来が拡大していくことが予想される。

このような中、県民等が安心して移動するためには、交通機関において感染拡大防止対策が講じられていることが必要不可欠であることから、これからの「コロナとともに生きていく社会」において、県民生活と経済活動を支える交通機能の維持を図るため、交通事業者が実施する感染拡大防止の取組を支援する。

2 事業の概要

(1) 予算額 117,214千円

(2) 財源 一般財源

(3) 事業期間 令和2年度

(4) 事業内容

- ① 高速バス及び貸切バスにおける感染拡大防止対策に対する支援（補助率 定額）
- ② タクシー及び自動車代行における感染拡大防止対策に対する支援（補助率 定額）
- ③ 長距離フェリーにおけるターミナル内及び船内における感染拡大防止対策に対する支援（補助率 1/2以内）

※ 国の2次補正国庫補助対象事業者～バス事業者（地域バス）、旅客船事業者（定期航路（生活航路））など


3 事業の効果

交通機能の維持と感染拡大防止の徹底の両立に向けた取組を実施することで、交通機関の需要を回復し、安定運行を維持するとともに、県内経済の活性化を図ることができる。

交通事業者による感染拡大防止対策

高速バス・貸切バス

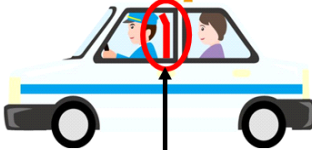
➢ 運転席周辺における仕切り板、ウイルス殺菌装置等を設置



運転席周辺における仕切り板

タクシー・自動車代行


➢ 乗客と乗務員の飛沫感染防止のため防護スクリーン等の設置、非接触型体温計の購入




防護スクリーン（イメージ）

長距離フェリー

➢ AIサーモグラフィーや消毒用ポンプスタンド等を設置、自動チェックインシステムの導入



AIサーモグラフィー（イメージ）

移動自粛の段階的緩和	＜ステップ1＞	＜ステップ2＞	＜ステップ3＞	＜移行期間後＞
時期	6月1日～	6月19日～	7月10日～	8月1日～
県をまたぐ移動	→ 全国的に移動制限緩和 →			
観光（県内）	→			
観光（九州内）	→			
観光（全国）	→			
備考	<div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>＜6月補正予算案＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「観光みやぎ」の再始動を図るための支援</li> <li>○公共交通利用促進事業 etc.</li> </ul> </div>			



## Ⅱ 特別議案

### (報告第1号)

## 専決処分の承認を求めることについて 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)

産業政策課

#### 1 事業名

飲食店等「新しい生活様式」対応支援事業

#### 2 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな打撃を受けた地域の飲食店等に対し、感染拡大防止のための「新しい生活様式」に対応する営業形態への移行を支援する。

#### 3 事業の概要

(1) 予算額 402,818千円

(2) 財源 一般財源

(3) 事業期間 令和2年度

#### (4) 事業内容

- ① 「新しい生活様式」に対応した営業形態への移行支援事業(212,620千円)  
消毒液・非接触型体温計・キャッシュレス機器等の購入や店舗のレイアウト変更、換気設備の導入等を行う場合にかかる費用を補助(補助率10/10 上限5万円)
- ② プレミアム付きテイクアウト・食事券発行事業(190,198千円)  
「新しい生活様式」に対応した営業形態の移行に取り組む飲食店で使用できるプレミアム付きテイクアウト・食事券を発行
  - ・ プレミアム率 30%(6,500円分を5,000円で販売)
  - ・ 発行部数 10万セット
  - ・ 発行総額 6億5千万円(うち県補助分1億5千万円)
  - ・ 利用期間 令和2年6月12日(金)から令和2年8月31日(月)まで
  - ・ その他 購入した商工会議所・商工会が所在する市町村内で利用可能

#### 4 対象となる事業者

- ① 県外に本社を有する企業が、直営で展開している飲食店でないこと。
- ② 県内に事業所を有する中小企業者又は小規模企業者であること。
- ③ 飲食店営業等の許可を受け営業をしている者であること。
- ④ 「新しい生活様式」に対応するため感染防止に取り組むことを宣言していること。

### Ⅲ 報告事項

#### 令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について(総合政策部)

(一般会計)

所 属	事 業 名	繰越額(円)	繰 越 理 由
総合交通課	佐土原駅バリアフリー化設備整備 費補助事業	4,200,000	事業主体において事業が繰り越し となることによるもの
総合交通課	バスロケーションシステム導入支援 事業	39,741,000	事業主体において事業が繰り越し となることによるもの
総合交通課	高千穂線鉄道施設整理基金補助 事業	111,474,000	事業主体において事業が繰り越し となることによるもの
情報政策課	防災拠点庁舎県庁LAN設備事業	135,464,000	関連工事の遅れによるもの
国民スポーツ大会準備課	県有体育施設整備事業	84,343,000	関係機関との調整に日時を要した ことによるもの
	計	375,222,000	



# 新型コロナウイルス感染症経済対応方針（概要）

（本方針の位置づけ）

経済団体や関係機関、市町村等との意見交換を行った上で、現時点における県の施策展開の方向性を取りまとめたもの

## 1. 現状認識

- (1) 県民生活
  - 県外との往来自粛による移動の制約、地域行事等の中止・延期など、日常生活にさまざまな制限が発生
- (2) 経済活動
  - 国内外で人やモノの動きが停滞し、県内でも、飲食・小売・サービス業、観光関連産業等の幅広い業種にわたって著しい落ち込みが見られ、地域経済は深刻な状況

## 2. これまでの取組

- (1) 地域経済を支えるための緊急的に必要な対策
  - 3月 3億円の専決処分（生活福祉資金貸付金の拡充など）
  - 5月 8億円の専決処分（プレミアム付き食事券の発行など）
- (2) 本県独自の緊急的な支援パッケージとなる補正予算
  - 4月 9.3億円の緊急経済対策
- (3) 県民生活や消費を下支えする取組
  - 地産地消による応援消費の展開 等

当面の施策と  
収束に向けての  
施策を整理

## 4. 当面の施策展開

### 5. 収束に向けて希望の光を取り戻す施策の方向性

## 6. 今後の展望

- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会のあり方にも新たな変化をもたらす可能性
- コロナ収束後の本県のあり方については、今後、民間有識者等との意見交換を通じて議論
- 本方針に沿って、引き続き感染拡大防止に努めながら、疲弊した社会経済活動の本格的な再開と回復を図りつつ、関係団体や市町村と緊密に連携し、新たな時代における本県経済のさらなる発展に向かってオール宮崎で前進

## 3. 今後の方針

- 口蹄疫からの再生・復興で培った、県民が共有する防疫の意識などを生かし、「新しい生活様式」による感染防止対策を標準装備化し、いち早く経済の再始動につなげるプロセス（宮崎モデル）により、新たな変化や不測の事態にも対応できる持続可能な経済・社会づくり
- はじめは県内での経済循環を中心とし、その後、九州内、国内外へと段階的な経済交流へ移行
- 感染拡大等が生じた場合などには、一時的な経済活動の収縮にも柔軟に対応

## 当面の施策展開

### 基盤づくり

#### (1) 感染拡大防止策による経済活動の基盤づくり

- ・感染拡大防止の徹底と医療・検査体制の充実
- ・「新しい生活様式」の標準装備化とその実践

### 経済再始動

#### (2) 地域経済の再始動と更なる活性化に向けた取組

- ・生活・雇用の維持や人材育成確保のための支援
- ・地産地消による応援消費の促進と感染状況に応じた経済活動の段階的拡大
- ・地域経済を支える物流や公共交通網の維持、インフラ整備の推進
- ・中小企業・小規模事業者等への支援

### 加速化

#### (3) 持続可能な経済・社会づくりを加速する取組

- ・県内産業の基盤強化や魅力向上への支援
- ・感染拡大リスクに対応した事業活動や企業への支援
- ・ICTを活用した学習活動や遠隔教育への対応

## 収束に向けて希望の光を取り戻す施策の方向性

- ・産業構造や国内外情勢の変化への対応
- ・観光需要等の回復に合わせた取込策の実施
- ・都市部からの移住受入れの促進
- ・安全・安心につながる社会基盤の形成

# 新型コロナウイルス感染症経済対応方針

～「新しい生活様式」の確立と宮崎の地域経済の再始動に向けて～

いま、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う社会的影響が、宮崎県の地域経済・地域社会にかつてない危機をもたらしている。現在のところ、感染拡大は落ち着いているものの、感染リスクは常に隣り合わせであるほか、県民の間には暮らしや経済に対する様々な不安が広がっている。また、これからの「コロナとともに生きていく社会」では、新たな経済・社会の変化がこれまでにないスピードで生まれる可能性がある。

本県では、このような社会情勢の変化に、地域の様々な力や知恵、資源を結集し、「地域力」で対峙することを決意した。

この方針は、本県の将来を見据えながら、県内における「新しい生活様式」の確立と宮崎の地域経済の再始動に向けて、本県の施策展開の方向性を取りまとめたものである。

今後は、本方針に基づき、必要となる経済対策等に迅速かつ的確に取り組みながら、関係団体や市町村と緊密に連携し、新たな時代における本県経済のさらなる発展に向かってオール宮崎で着実に進んでいきたい。

## 1 県民生活や経済活動への影響（現状認識）

### (1) 県民生活

県外との往来の自粛による移動の制約、地域行事等の中止・延期、働く環境の変化など、県民の日常生活にさまざまな制限が生じているほか、雇用や収入の面において厳しい状況が見られる。

特に、高齢者をはじめとする社会的に弱い立場に置かれている方々におかれては、外出の自粛や様々なサービスの休止等により、これまでどおりの日常生活を継続することも厳しい状況となっている。

さらに、教育分野では、学校の長期休業や高校総体等の中止など異例の事態が発生し、児童・生徒や保護者に、学習面での遅れや、卒業後の進路への不安が広がるなど、大きな影響が生じている。

### (2) 経済活動

全都道府県の緊急事態宣言は解除されたものの、世界的には感染拡大が続いており、国内外で人やモノの動きが停滞し、県内でも、飲食・小売・サービス業、観光関連産業、公共交通関連産業、農林水産業、製造業等の幅広い業種にわたって著しい落ち込みが見られるなど、地域経済は深刻な状況におかれている。

① 飲食・小売・サービス業

外出自粛やイベント・会議等の中止、歓送迎会シーズンや大型連休における懇親会の自粛に加え、感染リスクへの懸念、消費マインドの低下などにより、客足が大きく落ち込んでいる地域・店舗が見られる。これにより、売上が大幅に減少し、一時休業を余儀なくされ、今後は廃業する事業者も増えるのではないかとの不安が広がっている。

② 観光関連産業

外出の自粛等により、国内観光客についてキャンセルや新規予約が入らない状況にあり、加えて、入国制限や航空路線の休止などから外国人旅行者が激減している。売上の目途が立たない状況で、資金繰りも急激に悪化している。

③ 公共交通関連産業

路線バスや高速バス、鉄道、航空機などにおいて、県内外における人の移動が抑制されたこと等により、大幅な利用者の減や減便・運休が発生している。乗客の回復の見通しが不透明な中で、経営に大きな影響が出ている。

④ 農林水産業

外出自粛に伴う外食需要の落ち込みに加えて、外国人旅行者の減少、輸出の停滞、イベントの縮小・中止等により、一部の農畜水産物で価格低下や出荷量の減少、在庫の滞留など様々な課題が発生している。今後も、牛肉や高級果実・花き等を中心に外食・贈答需要の減少や、外国人技能実習生等の確保難による人材不足等が懸念される。

また、林業においても素材（原木）価格が下落しており、さらに木材の主要な供給先である住宅建築需要が大幅に減少することが懸念される。今後、林業・木材産業における経営状況や雇用の急激な悪化が危惧される。

⑤ 製造業

需要の減少や海外からの材料の入手困難、部品供給の混乱等により、県内企業においても生産や出荷の落ち込み等の影響が出ている。

## 2 これまでの取組

本県では、これまでの状況変化に対応して、必要な経済対策に順次取り組んでいる。また、本県の実情を踏まえた対策を講じられるよう、本県、県議会、市町村等の地方6団体連名で県選出国會議員及び関係省庁に対して、地方財源の充実や経済対策への支援等の要望を行うなど、必要な取組を進めてきた。

- (1) 県内における感染者確認等により、県民の間に急速に広がった不安を払拭するため、地域経済を支えるための緊急的に必要な対策については速やかに実施。
- 3月13日
    - ・新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付（中小・小規模事業者）
    - ・経済変動・伝染病等対策資金の発動（農業者）など
  - 3月27日 ～3億円余の専決処分～
    - ・生活福祉資金貸付金の拡充
    - ・放課後子ども教室の開設 など
  - 4月1日
    - ・予算の早期執行・早期支払いの全庁的な取組（市町村にも要請）
  - 5月15日 ～8億円余の専決処分～
    - ・感染拡大防止に取り組む飲食店を対象としたプレミアム付食事券の発行
    - ・県立学校におけるオンライン教育等支援 など
- (2) 感染拡大防止や医療提供体制整備、事業継続と雇用維持に主眼を置くとともに、経済活動の復興や将来を見据えた取組も含めた本県独自の緊急的な支援パッケージとなる補正予算を編成。
- 4月30日 ～93億円余の緊急経済対策～
    - ・小規模事業者の事業継続の支援（20万円）
    - ・休業要請に応じた事業者への協力金（10万円）
    - ・ホテル、旅館等の受入環境整備、宿泊プラン造成支援
    - ・PCR検査体制の強化
    - ・感染者の受入病床確保や医療資機材の整備 など
- (3) 県民生活や消費を下支えする取組（主なもの）
- ・地産地消による応援消費の展開
  - ・みんなで宮崎を元気にする行動プランの発出
  - ・みやざき花いっぱいプロジェクト2020の実施
  - ・県税に係る徴収猶予の特例による申請の受付開始
  - ・新型コロナ宮崎復興応援寄附金の募集開始 など



### 3 「新しい生活様式」の確立と地域経済再始動に向けた今後の方針

5月14日に、本県が国の緊急事態宣言の対象外とされたこと等を踏まえ、本県は社会経済活動の再開を図るための新たな取組を進めていく段階を迎えている。

一方で、全国的に新たな感染者数は減少し、5月25日に全都道府県の緊急事態宣言が解除されたものの、感染の完全な終息はいまだに見通せない中、国の専門家会議の見解として次の点が指摘されている。

- ① 感染リスクをゼロにすることは困難
- ② 地域によって感染の状況が異なり、地域ごとの実情を踏まえた対応が必要
- ③ 感染防止を図っていくためには新しい生活様式への移行が必要

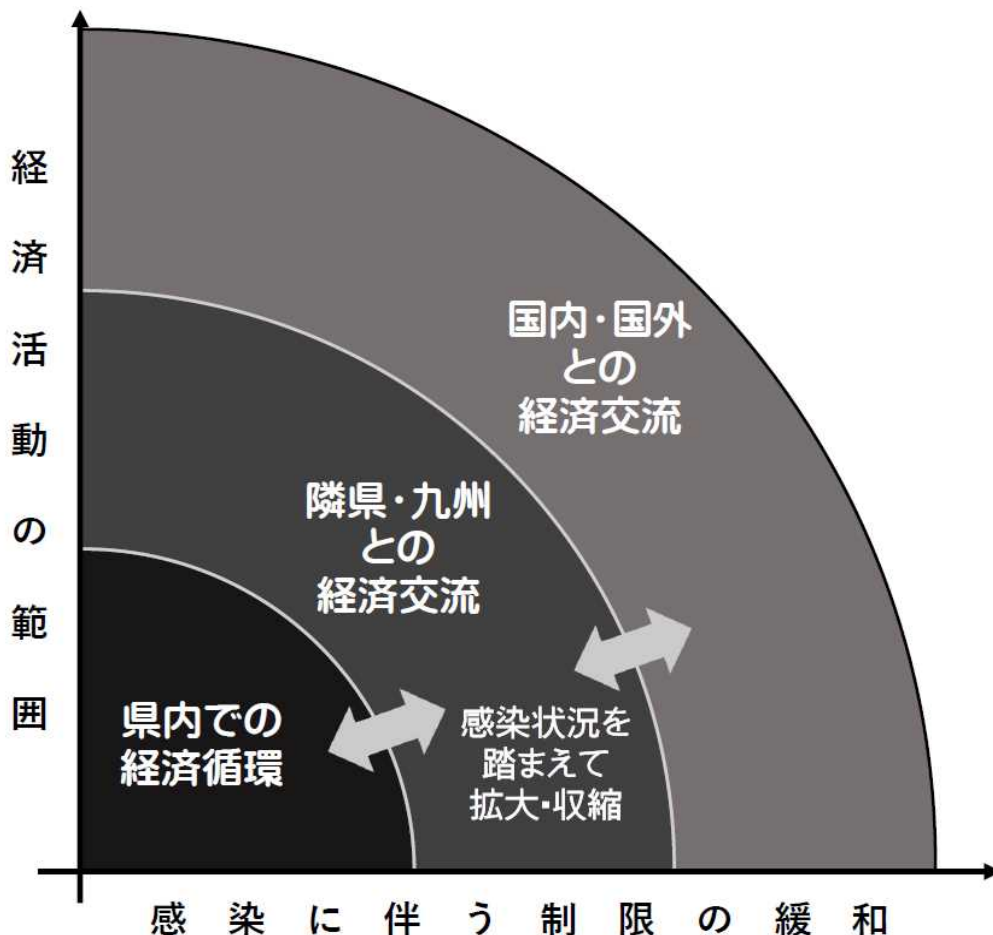
今後は、第2波・第3波の襲来や、県内におけるクラスターの発生など、感染拡大の防止に予断を許さない状況が続くとともに、県内でも散発的な感染者の発生が予想される。

このため、本県が口蹄疫からの再生・復興を果たした中で培った、県民全体で共有している防疫の意識などを生かしながら、「新しい生活様式」による感染防止対策を標準装備化し、いち早く経済の再始動につなげるプロセス（宮崎モデル）により、新たな変化や不測の事態にも対応できる持続可能な経済・社会づくりに取り組む。

また、経済活動の回復においては、感染防止状況の進展等を踏まえながら、まずは県内での経済循環を中心とし、その後、隣県・九州内の経済交流、さらには国内外との経済交流へと段階的に取り組んでいく。

その中で、第2波・第3波の感染拡大等が生じた場合などには、一時的な経済活動の収縮にも柔軟に対応し、「県民の命と健康を守る」、「医療崩壊を起こさせない」との基本的理念の下、感染拡大防止の徹底と社会経済活動との両立を図っていく。

#### <経済活動の段階的拡大のイメージ>



## 4 当面の施策展開

### (1) 感染拡大防止策による経済活動の基盤づくり

これから「コロナとともに生きていく社会」を迎えるにあたり、感染拡大による長期間の県民生活の制限や経済活動の抑制が生じることを防ぐため、検査体制を強化し、必要な医療提供体制等の構築に取り組んできた。

具体的には、PCR検査体制について、6月1日からは、1日の検査可能数を行政検査では168件まで増加するとともに、保険診療で新たに14件可能とするほか、協力医療機関における受入病床204床、軽症者用宿泊施設200室を確保するなど、医療・検査体制の充実を図っているところである。

今後もさらなる体制強化に努めるとともに、県民が一丸となって、暮らしのあらゆる場面で「新しい生活様式」を実践することで、感染拡大防止の徹底と社会経済活動の両立を図り、本県の経済活動の基盤を維持する。

#### ①感染拡大防止の徹底と医療・検査体制の充実

- 県内の検体採取・外来の拠点を設置することや保険診療での検査、抗原検査を導入することなどにより、迅速かつ必要十分な検査が行えるようにする。
- 新型コロナウイルス感染症に関して、県内の圏域ごとの感染状況に応じて外出や公の施設、イベント等の取扱いを定めた対応方針の適切な運用を行う。
- 地域の医療崩壊を回避し、経済活動を維持できるよう、空港等における県をまたぐ往来の水際対策の継続に加え、検査体制や医療提供体制の強化・充実を図る。
- 学校における感染予防のための取組を推進する。

#### ②「新しい生活様式」の標準装備化とその実践

- 県民に対し、手洗い・咳エチケット・「3密」を避ける・身体的距離の確保といった基本的な感染予防対策などの、「新しい生活様式」の実践について広く啓発を行う。
- 必要なすべての業種等において、感染防止のための業種別ガイドラインの策定やその実践に向けた取組など、事業者が自ら行う感染防止対策を促進し、フォローアップを行う。
- 「新しい生活様式」に対応するための事業者等の活動等について、県民への理解を広げる。
- 特に大きな影響を受け「新しい生活様式」への対応が急がれる飲食店等の取組を支援する。

### (2) 地域経済の再始動と更なる活性化に向けた取組

本県経済は、外出自粛や消費マインドの低下、イベントや出張の中止等により、幅広い業種で影響が出ているほか、事業者の求人・新規採用への影響も懸念されており、厳しい状況にある。

これまで、生活困窮者への支援を目的とした生活福祉資金貸付金について、大幅な拡充を図るとともに、特に厳しい経営環境の小規模事業者の支援を目的とした20万円の小規模事業者事業継続給付金や県の休業要請に応じて休業する事業者に対する10万円の休業要請協力金を創設し、早急な支払に努めるなど、厳しい状況にある県民の生活を支える必要な取組を行ってきたところである。

緊急事態宣言の解除は、この経済活動を再始動し、活性化させる転換点であったものの、本県経済の実態は依然厳しい状況にある。

このため、まずは地域の雇用をしっかりと維持することが何より重要であり、あわせて、人材の育成・確保を図ることで、県内就職の促進と地域経済を担う人材の流出防止に取

り組む。加えて、経済循環を支える物流や公共交通網の維持等にも引き続き努める。

また、応援消費等を通じた県内における需要喚起を推進するとともに、感染拡大の状況等を踏まえながら、周辺県との経済循環、さらには九州全体での経済循環へと段階的に取り組んでいく。

#### ①生活・雇用の維持や人材育成確保のための支援

- 生活困窮者に対して、生活福祉資金や住居確保給付金の活用、県営住宅の家賃等の減免、県税の徴収猶予など生活の安定が図られるよう支援を行う。
- 離職を余儀なくされた方々や新規就業者の雇用の場の確保を図るとともに、今後人手不足が想定される分野や社会ニーズが高まる分野へ、より円滑に就業することができるよう、必要な仕組みづくりを行う。
- 地域で必要な産業人財を確保するため、産学官で連携した取組を推進する。

#### ②地産地消による応援消費の促進と感染状況に応じた経済活動の段階的拡大

- 「ジモ・ミヤ・ラブ」を合言葉とした地産地消・応援消費の取組、地域の活性化につながるイベントの実施や県民による県内旅行の促進など、市町村や関係団体と連携して、域内経済の活性化に向けた取組を行う。
- 落ち込んでいる住宅建築需要の喚起を図るため、県民等の木材利用への意識の啓発を図る。
- 地域における消費喚起に向けた取組や、学校給食における地域の農畜水産物等の提供等を行う。

#### ③地域経済を支える物流や公共交通網の維持、インフラ整備の推進

- 地域交通の維持を図りながら、航空ネットワークの回復に向けた取組の強化を図るなど、地域の社会と経済を支える物流、公共交通網への支援に取り組む。
- 経済活動の基盤となるインフラ整備を推進する。
- 地域経済や雇用の下支えとなるよう、公共事業の早期発注に努め、円滑な実施と安定的な執行に取り組む。

#### ④中小企業・小規模事業者等への支援

- 中小事業者及び農林水産業者の事業継続に向けて、必要な資金の融通や雇用の維持・確保に向けた取組を支援する。
- 売上げが減少するなどの影響を受けた中小企業等の販路回復・拡大、新分野進出などの取組を支援する。

### (3) 持続可能な経済・社会づくりを加速する取組

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した、都市部における人の密集リスクやテレワークによる働き方の見直しなど、経済・社会の様々な場面で人々の意識や価値観、行動の変化が現れることが見込まれる。

こうした変化は、本県の魅力や強みの再評価にもつながる可能性があることから、これを生かす方策を講じていくとともに、新たな変化や不測の事態に対応できる持続可能な県づくりに向けた取組を進めていく。

#### ①県内産業の基盤強化や魅力向上への支援

- 新たなニーズに対応した農林水産業の生産基盤の強化やフードビジネスの展開の充実を図る。
- スマート化や省力化を通じて、農林水産業や建設業等の魅力を高めるとともに、生産性の向上や多様な人材の確保・育成を図る。

- 本県農林水産物の早期の需要回復を図るため、首都圏など県外の主要消費地での段階に応じた、効果的なキャンペーンを行う。
- インターネット社会に対応した商品開発や新たな販路開拓の取組を促進する。
- 自然とふれあえる心身リフレッシュの場の提供、国立公園等の魅力アップや誘客促進対策に取り組む。
- 人の往来範囲の拡大の段階に応じた、観光プロモーション活動を実施する。

## ②感染拡大リスクに対応した事業活動や企業への支援

- 官民におけるテレワーク環境の整備やテレビ会議システムの活用など、感染拡大リスクに対応した事業活動の導入を促進する。
- 企業のサプライチェーン見直しにより拡大する国内回帰の動きに対応した企業誘致等の取組を進める。

## ③ICTを活用した学習活動や遠隔教育への対応

- 教育現場におけるICTを活用した学習活動や遠隔教育等への対応を強化する。

# 5 収束に向けて希望の光を取り戻す施策の方向性

今後、国内や海外における感染が収束していく中で、各分野で収束に向けた準備を含め様々な対応が求められることから、医療提供体制の整備、県民や事業者における「新しい生活様式」の定着、その他必要な感染拡大防止の徹底と社会経済活動との両立を図りながら、将来に希望が持てる取組を進める必要がある。

## ①産業構造や国内外情勢の変化への対応

- 産業構造の変化や「新しい生活様式」に伴う課題（ニーズ）の解決に向けて、産学官の連携による研究開発や新事業創出などの取組を強化する。
- 国内外の情勢の変化を見極めながら、新たな消費ニーズに対応した農林水産物等の産地づくりや流通・販売戦略を構築し、域内から国内、輸出へと段階的な取組を支援する。

## ②観光需要等の回復に合わせた取込策の実施

- 本県の強みであるスポーツ・健康の視点を生かして、スポーツキャンプ誘致、MICE誘致等に取り組む。
- 国の観光需要喚起策（Go Toキャンペーン）や海外からのインバウンド需要の回復に対応して、ターゲットを明確にして魅力ある観光地域づくりや観光キャンペーンに取り組む。

## ③都市部からの移住受入れの促進

- 都市部から地方への移住、二地域居住などに対する関心の高まりに対応し、本県の魅力発信に力を入れる。

## ④安全・安心につながる社会基盤の形成

- 安全で安心な社会の基盤となるインフラ機能強化に向けて、必要な公共事業の推進に取り組む。

## 6 今後の展望

新型コロナウイルス感染症の拡大は、本県のみならず、日本や世界全体に大きな影響をもたらしている。命や健康を守る取組が優先される中、人の動きに加え、経済や社会生活もその活動を停止したことで、経済的な落ち込みは戦後最大級と言われている。

その後、本県をはじめとする多くの地域では、県民の努力や協力により緊急事態宣言が解除されるに至ったが、現時点でワクチン等は開発途上であり、「コロナとともに生きていく社会」が当分続くものと考えられる。

こうした経済的なインパクトとともに、今回の感染拡大は、人々の価値観や生活スタイル、社会のあり方にも新たな変化をもたらすと考えられる。

例えば、

- ・脱グローバル化と地産地消型ライフスタイルへの転換
  - ・高効率性の追求だけでなく、社会に必要な「余裕」や「ゆとり」が肯定される時代の到来
  - ・地域内でヒト・モノ・カネが循環し、そこに雇用やつながりが生まれるような「コミュニティ経済」の構築の必要性
- などが論じられている。

一方、グローバル化のもたらす恩恵を今後の経済社会の中でどのように生かしていくか考えていく必要もある。

いずれにしても、そのような変化を見極め、的確に対応していくことがこれからの課題となっていく。

このため、コロナ収束後の本県のあり方については、今後、民間有識者等との意見交換を通じて議論を深めていきたい。

私たちは、本県が口蹄疫からの再生・復興を果たした中で培った経験を生かしながら、「新しい生活様式」による感染防止対策を標準装備化し、いち早く経済の再始動につなげていくことで、新たな変化や不測の事態に対応できる持続可能な経済・社会づくりに取り組んでいく。

本方針に沿って、引き続き警戒意識をもって感染拡大防止に努めながら、疲弊した社会経済活動の本格的な再開と回復を図りつつ、関係団体や市町村と緊密に連携しながら、新たな時代における本県経済のさらなる発展に向かってオール宮崎で着実に進んでいきたい。

# 宮崎県県民意識調査結果（令和元年度）の概要について

総合政策課

## 1 調査方法等

県が取り組む施策や日ごろの活動などについてアンケート調査を実施し、今後の県政運営や新たな施策の検討材料として活用する。

- ・ 設問数：32問
- ・ 調査時期：令和2年2月
- ・ 調査対象：県内在住の18歳以上の方から、3,500人を無作為に抽出
- ・ 調査方法：調査票を郵送し、郵送またはインターネット回答
- ・ 回答者数：1,348人 / 3,500人 [回答率 38.5%]（前回41.6%）  
 ※郵送 1,197通 [88.8%] / インターネット 151通 [11.2%]

## 2 結果の概要

### （1）現在住んでいる地域に住み続けたい人の割合 81.3%

※「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」の合計

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1	住み続けたい	53.7%	52.5%	62.1%	62.5%	59.7%	63.4%
2	どちらかといえば住み続けたい	24.7%	27.6%	18.5%	18.4%	21.1%	17.9%
3	どちらともいえない	13.2%	11.2%	13.0%	12.8%	12.4%	12.8%
4	どちらかといえば住み続けたくない	6.4%	6.1%	3.7%	4.4%	4.1%	3.8%
5	住み続けたくない	2.0%	2.6%	2.7%	1.9%	2.7%	2.2%

[参考] 1、2計 78.4% 80.1% 80.6% 80.9% 80.8% 81.3%

### （2）子育てに関して不安感や負担感などを感じる人の割合 63.0%

※「非常に感じる」、「なんとなく感じる」の合計

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1	非常に感じる	18.1%	21.4%	23.1%	24.6%	26.9%	26.3%
2	なんとなく感じる	39.0%	40.8%	35.2%	34.7%	35.4%	36.7%
3	どちらともいえない	16.5%	12.5%	12.0%	12.4%	11.6%	10.8%
4	あまり感じない	11.9%	12.8%	13.8%	11.3%	10.2%	12.4%
5	全く感じない	4.2%	3.1%	5.7%	6.1%	4.4%	4.0%
6	わからない	10.3%	9.3%	10.2%	10.8%	11.4%	9.8%

[参考] 1、2計 57.1% 62.2% 58.3% 59.3% 62.3% 63.0%

**(3) 医療体制の全般について満足している人の割合 51.2%**

※「満足している」、「ある程度満足している」の合計

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1	満足している	5.7%	6.5%	8.4%	7.1%	7.1%	12.5%
2	ある程度満足している	35.6%	36.8%	33.4%	35.1%	36.2%	38.7%
3	どちらともいえない	35.1%	30.0%	27.9%	28.4%	30.5%	25.8%
4	あまり満足していない	14.8%	17.0%	17.9%	18.5%	15.1%	15.5%
5	満足していない	8.8%	9.8%	12.4%	10.8%	11.1%	7.5%
[参考] 1、2計		41.3%	43.3%	41.8%	42.2%	43.3%	51.2%

**(4) 地産地消を意識し、実際に利用している人の割合 81.2%**

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1	意識して、できる範囲で利用している	68.3%	67.8%	64.7%	66.0%	76.4%	81.2%
2	意識しているが、あまり利用していない	17.5%	21.4%	21.7%	20.2%	12.1%	9.8%
3	意識していない	14.2%	10.8%	13.6%	13.8%	11.5%	8.9%

**(5) 災害に対する備えをしている人 46.9%**

※「十分している」、「ある程度している」の合計

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1	十分している	2.9%	2.8%	3.4%	3.9%	3.5%	2.0%
2	ある程度している	39.0%	40.7%	42.2%	41.6%	40.2%	44.9%
3	どちらともいえない						
4	あまりしていない	44.6%	41.3%	40.0%	38.2%	41.6%	40.8%
5	全くしていない	13.5%	15.3%	14.4%	16.3%	14.8%	12.3%
[参考] 1、2計		41.9%	43.5%	45.6%	45.5%	43.7%	46.9%

# 宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について

総合交通課

## 1 概要

宮崎港・神戸港間のフェリー航路を運行する宮崎カーフェリー株式会社は、長期的な航路維持のため、昨年12月に新船建造契約を締結し、現在設計作業を進めている。

県としては、本県経済における当該航路の重要性を踏まえ、新船建造費に対する貸付支援を行うこととしている。

## 2 経営状況

### (1) 輸送量

貨物については、働き方改革に伴う荷主の土日完全休業の増加や、輸送ルート変更（平成30年度の西日本豪雨による一時的な輸送量増加分の減少）等により、また、旅客については、新型コロナウイルスの影響を受けたことにより、前年度に比べ輸送量が減少している。

	H30年度	R元年度	増減内容等
便数	688便	696便	+8便(ドック欠航減+4便、台風等欠航減+2便、閏年+2便)
貨物 (1便当たり)	70,971台 (103台)	66,353台 (95台)	△4,618台(1便当たり △8台)
利用者 (1便当たり)	179,375人 (261人)	174,433人 (251人)	△4,942人(1便当たり △10人)
【内訳】旅客 トラック・ライバー	136,439人 42,936人	132,343人 42,090人	△4,096人 △846人

### (2) 収支状況

(単位：百万円)

損益計算書 ※1	H30年度	R元年度(見込)	主な増減理由
売上高	5,907	5,609	貨物運賃収入の減
貨物運賃収入	4,205	3,966	
旅客運賃収入	1,345	1,300	
営業費用	5,289	5,347	燃料費の増、船費の増
燃料費	1,933	1,964	
営業利益	618	262	
経常利益	560	192	運賃収入の減、燃料費の増
償却前営業利益 ※2	1,320	963	

※1 宮崎カーフェリー(株)、(株)マリンエージェンシーの合算

※2 会社の資金繰りを示す指標



### 3 新船の基本スペック等

#### (1) 基本スペック

項目	現 船	新 船 (見込)
全長×幅	170m×27m	約194m×27.6m
総トン数	11,933トン, 11,931トン	約14,300トン
航海速力	23.5ノット	23.1ノット
トラック積載台数	130台(12m換算) 電源101台分 オートラッキング装置なし	163台(12m換算) 電源130台分 オートラッキング装置あり
乗用車積載台数	85台	81台
旅客定員	690名 (大型トラックドライバ <sup>※</sup> -108名含む)	576名 (大型トラックドライバ <sup>※</sup> -130名含む)
客室仕様	二等、二等寝台が中心	特等・シングルを増やし、個室化
スクラバー	なし	あり

#### (2) 船体の安全対策（損傷時復原性確保）

船舶の安全性に関する国際条約の発効に伴い、船体に設けるべき区画要件を定めた「船舶区画規程（昭和27年運輸省令第97号）」が昨年12月に改正され、今年1月以降に建造契約が締結された旅客船に関する「損傷時復原性基準<sup>\*</sup>」が強化されたところ。

宮崎カーフェリー新船に係る契約は昨年中の締結であり、改正前の基準が適用されるものの、規制強化後の基準を可能な限り充足するよう、損傷時に船体傾斜を軽減する装置の導入等を検討している。

※ 座礁・衝突等により損傷箇所から浸水した場合に、船舶の転覆・沈没を防ぐための構造基準

### 4 今後のスケジュール

時 期	内 容	
	1 隻目	2 隻目
令和2年12月	起 工	
3年 4月		起 工
10月	進 水	
4年 3月		進 水
5月	就航(県貸付)	
10月		就航(県貸付)

# 令和元年度の移住実績について

中山間・地域政策課

## 1 移住実績（県及び市町村が移住施策により把握した移住世帯数等）

○県全体

令和元年度実績	558世帯	973人
(参考)		
平成30年度実績	471世帯	847人
平成29年度実績	506世帯	932人

※ 移住とは、「本人（家族）の意思に基づき、定住することを目的に、県外から県内に生活の拠点を移すこと」と定義している。このため、勤め先の都合による「転勤」や、本県の暮らしが一時的なものとなる「進学」による転入などは除く。

○年代別内訳（令和元年度）

年代別 (世帯代表者)	世帯数	構成比(%)
10代	7	1.3%
20代	183	32.8%
30代	182	32.6%
40代	82	14.7%
50代	50	9.0%
60代	38	6.8%
70代以上	10	1.8%
不明	6	1.1%
合計	558	100.0%

○移住前居住地の地域別内訳（令和元年度）

地域別	世帯数	構成比(%)
北海道	9	1.6%
東北	6	1.1%
関東	181	32.4%
中部	60	10.8%
近畿	94	16.8%
中国・四国	41	7.3%
九州・沖縄	157	28.1%
海外	5	0.9%
不明	5	0.9%
合計	558	100.0%

※不明については、本人から回答を得られなかったもの。

## 2 市町村別内訳

(単位：世帯数)

市町村名	H29年度	H30年度	R1年度	市町村名	H29年度	H30年度	R1年度
宮崎市	174	147	186	新富町	3	7	12
都城市	58	60	98	西米良村	3	0	1
延岡市	31	35	30	木城町	0	2	1
日南市	44	45	28	川南町	18	21	26
小林市	19	24	20	都農町	13	3	17
日向市	20	18	16	門川町	5	3	0
串間市	18	9	19	諸塚村	1	2	2
西都市	7	11	17	椎葉村	6	4	0
えびの市	29	20	26	美郷町	1	3	5
三股町	5	4	1	高千穂町	14	3	6
高原町	4	5	7	日之影町	2	10	12
国富町	4	3	5	五ヶ瀬町	2	5	2
綾町	12	8	4	不明	4	4	12
高鍋町	9	15	5	総計	506	471	558

# 産業人財育成プラットフォームの新たな展開について

産業政策課

## 1 プラットフォームの概要

- 県内の産学金労官が一体となって、産業人財の育成・確保に重点的・継続的に取り組む基盤となる「みやざき産業人財育成プラットフォーム」を平成28年4月に設立。  
【構成機関：商工・農業関係団体、大学、金融機関、労働団体、県の13機関】
- 中学・高校におけるキャリア教育の充実や奨学金返還支援、県外の学生や社会人に県内就職を働きかける専門人材の配置など、企業や地域の魅力を高め伝える取組からU I Jターンの促進まで幅広く展開。
- 関係機関の連携を一層強化し、効率的・効果的な事業展開を図るため、令和2年4月からプラットフォームの事務局を県から宮崎大学に移管。

## 2 新事務局の設置

### (1) 組織の名称

宮崎大学 産学・地域連携センター 地域人材部門（令和2年4月1日発足）

### (2) 人員体制

- ・ 部門長 ながやま ひでなり 永山 英也 氏（62歳） ※任期：令和2年6月1日から令和5年3月末まで  
（元県総合政策部長、元宮崎県プロフェッショナル人材戦略推進拠点マネージャー）
- ・ スタッフ 13名（専任 8名（大学7、県派遣1）、兼任 5名）

## 3 今後予定している主な取組

令和2年度当初予算 「大学を中心とした産業人財育成拠点構築事業」（40百万円）

### (1) 産業人財育成カリキュラムの開発

- ・ 本県独自の人材育成プログラムである「ひなたMBA」について、企業や地域のニーズを踏まえ研修体系全体を再整理
- ・ 大学や企業等の協力の下、オンライン配信用の新たな講座を作成

### (2) 学生ベンチャーの支援

- ・ 県内全ての大学生を対象にした「宮崎・学生ビジネスプランコンテスト」を開催  
※5月25日（月）募集開始、10月3日（土）決勝プレゼンテーション
- ・ 学生のプラン構築や起業を伴走支援する民間アドバイザーを各地域で育成

### (3) 学生の県内定着の促進

- ・ 生産から加工、流通、販売までの一貫した学習・体験など、地域や関連産業の連携によるインターンシップを実施
- ・ 女性活躍や先端技術開発など特徴ある県内企業と学生との意見交換の場を設置

# 宮崎県男女共同参画センターの次期指定管理候補者の選定について

生活・協働・男女参画課

## 1 現在の管理運営状況について

### (1) 施設の概要

- ① 施設名 宮崎県男女共同参画センター
- ② 設置目的 男女共同参画に係る情報提供及び啓発・相談事業を行うとともに、学習・交流の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与する。
- ③ 指定管理者 特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構
- ④ 指定期間 平成30年4月1日～令和3年3月31日（3年間）

### (2) 施設利用状況

指 標	29年度	30年度	元年度
情報提供窓口利用者数	7,181人	6,207人	5,614人
相談窓口利用者数	1,518人	1,660人	1,679人
研修室・交流室利用者数	1,631人	2,141人	1,730人
講座(講師派遣含む)参加者数・回数	2,584人・57回	5,754人・72回	6,034人・63回

### (3) 施設収支状況

(単位：千円)

内 容	29年度	30年度	元年度
収 入(a)	27,066	30,491	31,056
指定管理料	27,066	30,491	31,056
支 出(b)	27,022	30,387	30,592
管理費	19,013	21,269	21,229
事業費	8,009	9,118	9,363
収支差額(a-b)	44	104	464

### (4) 利便性やサービス向上、利用者増の取組

- ① 「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動の期間」に合わせて施設の夜間開館やイベントを効果的に実施
- ② チラシ・カードを商業施設等に設置・配布することによる情報発信
- ③ 若年層への理解促進のため、SNSによる情報発信強化（Facebook、LINE公式アカウント開設）及びインターンシップの積極的な受け入れ

### (5) 評価

地域や学校、企業への講師派遣等を積極的に実施するとともに、各種相談にも丁寧に対応し、本県の男女共同参画推進のための学習・交流の拠点となっている。  
また、利用者アンケート調査における満足度も高い。

## 2 第6期の募集方針について

### (1) 業務の範囲

- ① 施設の利用に関する業務
- ② 男女共同参画社会づくり事業に関する業務
- ③ 施設の維持及び保全に関する業務
- ④ その他事業計画書の作成等に関する業務

(2) 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

(3) 基準価格 年額34,307千円（指定管理期間総額 102,921千円）  
・今期と比較し年額3,251千円の増  
増額の理由：人件費積算の見直し

- (4) 募集概要
- ① 期 間 令和2年7月6日～9月7日（約2か月）
  - ② 説明会 7月22日
  - ③ 広 報 県公報、県ホームページ、新聞・テレビ・ラジオ、  
経済団体の会報等

- (5) 資格要件
- ① 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
  - ② 法人にあっては、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ③ 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
  - ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
  - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
  - ⑥ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - ⑦ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
  - ⑧ 国税及び地方税の滞納がないこと。

(6) 選 定 ① 審査の流れ

審査区分	構 成	内 容
書類審査	県（生活・協働・男女参画課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（総合政策部及び総務部）	選定委員会の審査結果を、生活・協働・男女参画課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	稲田 弘子	九州保健福祉大学教授
委 員	工藤 経芳	公認会計士
	高浜 確也	『うみがめのたまご』 ～3.11ネットワーク～代表
	税田 倫子	株式会社グローバル・クリーン 専務取締役
	木藤 幸子	都城市市民生活部コミュニティ文化課 男女参画・消費生活担当主幹

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	総合政策部長
副議長	総合政策部次長（県民生活・文化祭担当）
委員	総合政策課長 生活・協働・男女参画課長 行政改革推進室長

- (7) 選定基準
- ① 住民の平等な利用が確保されるとともに、宮崎県男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえ、センターの設置目的に適った運営が行われること。
  - ② 事業計画書の内容等が、センターの効用を最大限に発揮するものであること。
  - ③ 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
  - ④ 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(8) 審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
①住民の平等な利用の確保	住民の平等な利用の確保	30
	施設の管理運営に関する基本方針	
	男女共同参画センターの役割、課題の認識	
	利用者の利便性への配慮	
②センターの効用を最大限に発揮する事業計画	男女共同参画社会づくりのための事業内容	30
	独自性のある事業の提案	
	利用者増への取組に関する提案	
	利用者満足度の把握や苦情・要望への対応、運営改善への反映に関する提案	
③管理経費の縮減等	委託料の提案額、適切な経費の積算	10
	施設の効率的、効果的な管理運営、管理経費の縮減等に関する基本的考え方	
④事業計画を確実に実施するための経理的基礎及び管理能力	施設の管理運営に必要な体制の確保	30
	施設の継続的、安定的運営のための財政的基盤	
	類似事業等における実績	
	個人情報保護、情報公開、安全管理等への対応	
	環境保全や地域経済の活性化など、地域への貢献に配慮した取組	
	障がい者の就労支援への対応	
合 計		100

3 スケジュール

5月28日～6月5日	第1回 指定管理候補者選定委員会（各委員訪問） （前期の実績検証、次期の募集方針等の検討）
7月6日～9月7日	募集期間
9月中旬	指定管理候補者選定 書類審査
9月下旬	第2回 指定管理候補者選定委員会による審査
10月上旬	指定管理候補者選定会議による確認
10月中旬	指定管理候補者の選定
11月定例県議会 議決後	指定管理者指定議案等の提出 指定管理者の指定
令和3年1～3月	基本協定の締結・業務の引継
令和3年4月1日	新指定管理者による業務開始

# 県立芸術劇場の次期指定管理候補者の選定について

みやざき文化振興課

## 1 現在の管理運営状況について

### (1) 施設の概要

- 施設名 県立芸術劇場
- 設置目的 県民文化の拠点として、舞台芸術を中心に多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと心豊かな県民生活の創造に寄与する。
- 主な施設 コンサートホール（1, 818席）  
演劇ホール（1, 112席）  
イベントホール（300席）  
練習室（大2室、中4室、小4室）、楽屋19室等
- 指定管理者 （公財）宮崎県立芸術劇場
- 指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日（5年間）

### (2) 施設利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数(人)	250,971	254,725	272,554	241,888
ホール稼働率	79.1%	75.9%	78.3%	72.8%
練習室稼働率	91.5%	91.4%	92.8%	84.4%
貸館収入(千円)	54,912	57,553	64,367	57,166

### (3) 施設収支状況

単位：千円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度見込
収入合計	830,276	855,549	952,837	748,424
うち指定管理料	464,089	470,218	470,218	479,030
支出合計	830,024	847,252	937,751	745,716
人件費	116,180	123,231	128,781	134,133
事業費	337,378	328,431	336,184	307,134
その他の管理費等	376,466	395,590	472,786	304,449
収支差額	252	8,297	15,086	2,708

#### (4) 評価

##### ① 住民の平等利用の確保、施設効用の最大限の発揮

- ・ホール、練習室の稼働率は高い水準で推移しており、利用者数については増加傾向にある。
- ・貸館業務においては、コーディネーターによるホール担当体制を構築・運用することにより、きめ細かなサービスの提供が図られている。また、インターネット施設予約システムを導入するなど、利用者目線でのサービス向上が確実に進められている。

##### ② 健全な経営環境

- ・毎年度の決算状況は良好であり、経営基盤が安定している。
- ・利用料金収入は増加傾向にある。

##### ③ 文化事業の着実な実施と企画運営能力

- ・各文化事業が着実に実施されており、入場者アンケートにおける満足度も高い。
- ・宮崎国際音楽祭について、平成28年度には初めて入場者数が2万人を超えるなど、第二期と比較して入場者数等が増加しており、より多くの県民に親しんでいただけるような取組が推進されている。

##### ④ 課題

- ・各文化事業について、県民への親しみやすさや裾野の拡大のため、引き続き積極的な取組が望まれる。

## 2 第4期の募集方針について

### (1) 業務の範囲 ○劇場の利用に関する業務

○劇場の維持管理に関する業務

○宮崎国際音楽祭に関する業務

○県民文化振興事業に関する業務

### (2) 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

### (3) 基準価格 年額485,835千円（指定期間総額2,429,175千円）

・今期と比較し年額7,919千円の増

主な増額の理由：消費税率変更のため

### (4) 募集概要 ○期 間 令和2年7月6日～9月7日（約2か月）

○説明会 7月21日

○広 報 県公報、県ホームページ、新聞・テレビ・ラジオ、  
経済団体の会報等

### (5) 資格要件 ①宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。



- ③宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- ④地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑦団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と綿密な関係を有する者がいないこと。
- ⑧国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑨劇場の管理運営に必要な法令上の許可を受け、又は受ける見込みであること。

(6) 選 定

①審査の流れ

審査区分	構 成	内 容
書類審査	県（みやざき文化振興課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（総合政策部及び総務部）	選定委員会の審査結果を、みやざき文化振興課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。

②指定管理候補者選定委員会委員

委員長	内藤 泰夫	（公財）宮崎県芸術文化協会会長
委 員	石川千佳子 桑野 斉 田中 克弥 藤原 秀史	宮崎大学教育学部教授 宮崎大学地域資源創成学部教授 公認会計士・税理士 （公財）門川ふるさと文化財団事務局長

③指定管理候補者選定会議委員

議 長	総合政策部長
副議長	総合政策部次長（県民生活・文化祭担当）
委 員	総合政策課長 みやざき文化振興課長 行政改革推進室長

(7)選定基準

- ①住民の平等な利用が確保されること。
- ②事業計画書の内容が、劇場の効用を最大限に発揮できるものであること。
- ③事業計画書の内容が、管理運営等に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④宮崎国際音楽祭の企画及び実施能力を有すること。
- ⑤県民文化振興事業の企画及び実施能力を有すること。
- ⑥事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理運営能力を有すること。

(8)審査項目・配点

選定基準	審 査 項 目	配点
①住民の平等な利用の確保	県民利用についての基本方針	5
②経費の縮減等	指定期間内に県が支払う委託料の提案額	5
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費縮減に対する考え方・提案	
③劇場の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者のサービス向上・利用者増加等に関する提案	20
	施設の特性の活用	
	施設管理の考え方とその方法	
	県内文化施設との連携	
	その他の提案	
④宮崎国際音楽祭の企画及び実施能力	企画力と意欲	20
	県民への親しみやすさと裾野の拡大	
	実施能力及び実施体制	
	同種事業の開催実績	
⑤県民文化振興事業の企画及び実施能力	企画力と意欲	20
	県民への親しみやすさと裾野の拡大	
	実施能力及び実施体制	
	同種事業の開催実績	
	その他の提案	

⑥事業計画を確実に実施するための管理運営能力	継続的に安定した管理運営が可能となる 財政的基盤（経営状況）	30
	収支計画の実現性	
	責任ある管理運営体制（安全管理、危機 管理など）	
	文化施設の管理運営実績	
	個人情報保護、情報公開への対応	
	環境保全や地域経済への配慮など、地域 貢献への取り組み	
合 計		100

### 3 スケジュール

6月2日	第1回 指定管理候補者選定委員会 (前期の実績検証、次期の募集方針等の検討)
7月6日～9月7日	募集期間
9月中旬	指定管理候補者選定 書類審査
9月下旬	第2回 指定管理候補者選定委員会による審査
10月上旬	指定管理候補者選定会議による確認
10月中旬	指定管理候補者の選定
11月定例県議会 議決後	指定管理者指定議案等の提出 指定管理者の指定
令和3年1～3月	基本協定の締結・業務の引継
4月1日	新指定管理者による業務開始



## 記紀編さん1300年記念事業の今年度の主な取組について

国民文化祭・障害者芸術文化祭課 記紀編さん記念事業推進室

### 1 記紀編さん1300年記念事業のねらい

- ・本県の神話・伝説や史跡などの「みやざきの宝」を県民が再認識し、郷土に対する愛着や誇りを深め、県づくりへの意識の高揚を図る。
- ・それらの「みやざきの宝」を磨き上げ、県内外に情報発信を行うことにより、本県の観光交流の活発化や地域の活性化につなげる。

【事業期間】 2012年から2020年までの9年間

### 2 今年度の主な取組（予定）

#### （1）「神話のふるさと県民大学」の開催

- ・県内の大学と連携した多彩な講師陣による連続講座（9月～10月、3回）
- ・県総合博物館（民家園）等を活用した神楽の講座・公演（10月～2月、5回）
- ・小中高校生が神話・伝承等について理解を深めるための出前授業（7月～12月、6回）

#### （2）県外での神楽公演

[首都圏]

- ・国立能楽堂（東京都）での神楽公演（12月）【6月補正】

[関西地区]

- ・「日本博」として国立文楽劇場（大阪市）での神楽公演（2月）【6月補正】
- ・包括連携協定を締結した神戸市での神楽公演（2月）

[福岡地区]

- ・福岡、大分、本県の3県連携による大濠公園能楽堂（福岡市）での神楽公演（12月）

#### （3）その他観光誘客につなげる取組

- ・県外から春神楽（宮崎市、日南市等）を鑑賞するためのツアーの実施（2月～3月）
- ・市町村と連携し、神話をテーマとする地域版パンフレットの作成（今年度は新富町編）
- ・日本書紀をテーマに「神話の源流みやざき」の特集記事を旅行雑誌に掲載

#### （4）最終年としての取組

- ・首都圏、関西、本県での日本書記編さん1300年記念シンポジウムの開催（9月以降）
- ・子ども神楽を発表する場の提供、日向神話を題材にした漫画本の制作【6月補正】
- ・神楽を支えるリーダーの育成を図る研修会の開催【6月補正】
- ・神楽を支援する企業・団体等を県が認定・広報する仕組みの構築【6月補正】

#### （5）神楽のユネスコ無形文化遺産に向けた取組

県外での神楽公演などを通じた情報発信や早期登録に向けた国等への働きかけ

# 県の情報化計画の見直しについて

情報政策課

## 1 見直しの趣旨

本県の情報化については、行政情報化を目的とする「eみやざき推進指針（平成28年7月策定）」や官民データ活用のための「宮崎県官民データ活用推進計画（平成31年3月策定）」により推進しているところである。

このような中、国によるSociety5.0<sup>\*1</sup>の提唱や「IT新戦略」の策定等により、今後、「国民が安全で安心して暮らせ豊かさを実感できるデジタル社会の実現」に向けた取組の加速化が見込まれる。

一方、本県では、少子高齢化や人口減少が進行する中で、今後、地域や産業を支える人財の確保や暮らしに必要なサービスの維持等をいかに図っていくのかが大きな課題となっている。

さらには、今回の新型コロナウイルス感染症とそれに伴う社会的影響により、県内における「新しい生活様式」の確立と地域経済の再始動のため、ICTを活用したテレワーク等の重要性が高まっている。

これらの状況を踏まえ、本県における様々な課題を解決するSociety5.0の実現に向けて、現行計画の抜本的な見直しを行い、ICT施策の展開の方向性を示す新たな計画を策定する。

## 2 見直しの概要

### (1) 計画期間

令和3（2021）年度から4年間

### (2) 計画見直しの主な方向性

#### ① デジタル・ガバメントの推進

- ・ 行政手続や行政事務のデジタル化促進
- ・ オープンデータ化の推進
- ・ 情報セキュリティ対策の強化

#### ② 各分野におけるICTの利活用促進

- ・ 農林水産、商工、医療・福祉、防災等におけるICT利活用促進
- ・ テレワーク等による地域活性化

#### ③ Society5.0の実現に向けた環境整備

- ・ 5G<sup>\*2</sup>等の新たな情報通信基盤の整備促進
- ・ 情報化を担う人材の育成

## 3 見直しのスケジュール（予定）

令和2年8月 宮崎県IT推進本部会議（骨子案の決定）

9月 総務政策常任委員会（〃の報告）

11月 宮崎県IT推進本部会議（素案の決定）

12月 総務政策常任委員会（〃の報告）

令和3年2月 宮崎県IT推進本部会議（計画の決定）

3月 総務政策常任委員会（〃の報告）

<sup>\*1</sup>Society5.0： 国が提唱し、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り込み、様々な課題を解決する社会

<sup>\*2</sup>5G： 超高速大容量・超低遅延の新たな通信方式である第5世代移動通信システム

# 国民スポーツ大会に向けた陸上競技場等の基本設計について

国民スポーツ大会準備課

## 1 基本方針

「県陸上競技場基本計画」（平成31年3月策定）に基づき、以下の考え方を踏まえて基本設計を実施。

- (1) 全国大会やプロスポーツを見据えた施設
- (2) アスリートや県民、周辺住民に利用される施設
- (3) 災害に強い施設

## 2 整備施設の概要

- (1) 所在地 都城市山之口町（山之口運動公園）
- (2) 敷地面積 約24ha
- (3) 施設等概要

- ① 主競技場（第一種公認陸上競技場）
    - ・構造：RC造（屋根部分鉄骨造）
    - ・階数：4階
    - ・延床面積：20,620㎡
    - ・観客席数：15,000席程度（芝生席含む）
  - ② 補助競技場（第三種公認陸上競技場）
    - ・構造：鉄骨造
    - ・階数：2階
    - ・延床面積：1,900㎡
    - ・観客席数：1,000席程度
  - ③ 投てき練習場
    - ・整備面積：14,000㎡程度
  - ④ 多目的広場
    - ・整備面積：16,000㎡程度
  - ⑤ その他  
駐車場1,200台程度、トイレ棟、休憩所棟、管理用倉庫等
- ※ 詳細は別添「県陸上競技場等基本設計説明書概要版」のとおり。

## 3 概算工事費

214億円

（うち、県発注工事154億円、都城市発注工事60億円）

## 4 今後の主なスケジュール（予定）

- |      |     |                            |
|------|-----|----------------------------|
| 令和2年 | 7月  | 造成工事着手                     |
|      | 12月 | 埋蔵文化財調査完了                  |
| 令和3年 | 3月  | 実施設計完了                     |
|      | 12月 | 主競技場建設工事着手                 |
| 令和7年 | 3月  | 陸上競技場（主競技場、補助競技場、投てき練習場）完成 |

